

鳥取市特定建設工事共同企業体運用基準

1 性 格

大規模であって技術的難度の高い工事等の安定的な施工を図ることを目的として、工事毎に結成される共同企業体とする。

2 対象工事

(1) 建築工事 2 億円以上

(2) その他の工事 (管、電気、一般土木工事等) 1 億円以上

3 構 成 員

(1) 数

2 又は 3 社とする。

(2) 組 合 せ

構成員の組合せは、次の要件を満たすものとする。

発注工事に対応する有資格業者 (鳥取市建設工事指名競争入札の参加資格を有する者をいう。) の組合せであること。ただし、一般競争入札 (条件付きを含む。) の場合を除く。

発注工事に対応する工事種別の等級区分が設けられている場合は、最上位の等級に認定されている者の組合せとする。

一般競争入札の場合は等級に言及せず P 点の引き下げを可能とする。

(3) 構成員の技術的要件等

すべての構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績があり、かつ当該工事と同種の工事を施工した実績がある。

発注工事に対応する建設業法 (昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号) の許可業種につき、許可を有しての営業年数が 5 年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確實かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が 5 年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(4) 出資比率要件

出資比率の最小限度基準は、「2社の場合は、30%以上」、「3社の場合は、20%以上」とする。

一般競争入札のP点を引き下げた場合は、出資比率の最小限度を「3社の場合は、15%以上」も可能とする。

(5) 代表者要件

代表者は、最大の施工能力を有する者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

4 結成方法

自主結成とする。

5 適用除外

この基準によることが不相当であると認められる特別の事情がある場合においては、この基準によらないことができるものとする。

附 則

この運用基準は、平成6年7月20日から施行するものとする。

附 則

この運用基準は、平成11年10月1日から施行するものとする。ただし、この運用基準の実施日において、現に存する共同企業体の取扱いについては、なお従前の例によることができる。

附 則

この運用基準は、平成14年4月1日から施行するものとする。

附 則

この運用基準は、平成15年6月18日から施行するものとする。